

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
1月10日
(火曜日)

目 次

- 規則
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課)……………一
- 告示
道路の区域の変更(道路整備課)……………一
道路の供用の開始(道路整備課)……………一
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課)……………二
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………二
下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………四
- 選管告示
山口県選挙管理委員会委員長選挙において当選人となった者の住所及び氏名……………四

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月十日

山口県規則第一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県知事 村岡 嗣 政



県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。
第二条第五号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の下に「(口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路 線 名 豊田三隅線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市洪木字竹ノ渡四の二地先から 同市三隅下字オケケ球一〇〇二八の一 地先まで	最狭 一〇・三 最広 四七・九	最狭 四〇・三 最広 三三・九		九五一・六	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
豊田三隅道	長門市波木字竹ノ渡四の二地先から 同市三隅下字才ヶ埜一〇〇二八の一 地先まで	平成二十九年一月 十一日



(六) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十九年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
長門市	平成二十六年四月一日から 平成二十八年一月三十日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	仙崎、東深川、深川湯本及 び日置上の各一部

二 認証年月日

平成二十九年一月十日

(七) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年一月十日から同年五月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ西宇部店
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
グンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 溝口 克彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口フジカラー	—

四 届出年月日

平成二十八年十二月二十日

五 変更年月日

平成二十一年二月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ西宇部店
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
グンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 溝口 克彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	尾崎 豊

四 届出年月日

平成二十八年十二月二十日

五 変更年月日
平成二十一年六月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ西宇部店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二二の一

三 変更に係る事項の概要
グンゼ開発株式会社 住 所 代表者の氏名
兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 溝口 克彦

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の所在地	宇部市大字際波一三二二の一	宇部市西宇部南四丁目一三二二の一

四 届出年月日
平成二十八年十二月二十日
変更年月日
平成二十一年十月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ西宇部店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二二の一

三 変更に係る事項の概要
グンゼ開発株式会社 住 所 代表者の氏名
兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 溝口 克彦

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社メデイコ・二十一	株式会社メデイコ・二十一
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社メデイコ・二十一	株式会社メデイコ・二十一
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社メデイコ・二十一	株式会社メデイコ・二十一

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	三橋 信也

四 届出年月日

平成二十八年十二月二十日
変更年月日
平成二十二年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ西宇部店
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
グンゼ開発株式会社 住 所 代表者の氏名
兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 溝口 克彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	橋本食品株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	北九州市門司区栄町九番三三
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	橋本 和宏

四 届出年月日

平成二十八年十二月二十日
変更年月日
平成二十四年五月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ西宇部店
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 グンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 溝口 克彦
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社竹田園芸		

四 届出年月日
 平成二十八年十二月二十日
 変更年月日
 平成二十七年二月二十八日

(八) 下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十九年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

平成二十九年二月十三日(月曜日)午後六時三十分

二 開催の場所

下関市幸町八番一六号

下関市勤労福祉会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する下関都市計画道路三・四・十四下関駅旭線

次のとおりとする。

(二) 変更する下関都市計画道路三・四・十六旭山の田線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十九年二月六日(月曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)山口市土

本建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十九年二月六日までの消印のあるものに限り、

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることが出来る者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることが出来る者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口市土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口市土木建築部都市計画課

下関市貴船町三丁目二番一号

下関市土木建築事務所

下関市南部町一番一号

下関市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



山口県選挙管理委員会告示第一号

平成二十八年十二月二十七日に行つた山口県選挙管理委員会委員長の選挙において当選人となつた者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十九年一月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

住 氏 名

山口市朝倉町一番三〇号 田中 一郎